

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）（案）

（名称） 広陵町地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
広陵町地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>広陵町の公共交通は、町唯一の鉄道である近鉄田原本線の箸尾駅、バス路線としては、①広陵町の東部を南北に縦断する高田・平端線、②中央部を通過する高田・竹取公園行き、③西部を走る王寺・五位堂駅行き、五位堂駅・馬見丘陵公園行き、五位堂駅・馬見南二丁目行きがあるが、このうち、①東部地区を走る唯一の路線である高田・平端線が利用者の減少によって平成21年2月末で休止となった。また、これ以前にも、南東部地域の路線バスが廃止になり、在来地域の交通弱者及び高齢者の交通手段の確保が最重要課題となった。</p> <p>真美ヶ丘ニュータウン地域についても、路線バスは比較的充実しているが、公共施設の多くが在来地域にあるため、町内のアクセス手段が課題となっていた。</p> <p>こうしたなか、廃止路線やバス運行休止路線地域を中心として、平成21年4月から、運賃無料のコミュニティバス「広陵元気号」の運行を開始した。当初は、前日までの予約が必要となる「予約型乗合自動車」として運行していたが、平成24年2月に「定時定路線運行」に変更した。平成25年2月には運行ルート、ダイヤ及び車両の見直しを行ったが、その後もさらなる利便性向上を望む声が多く寄せられていた。</p> <p>また、路線バスについても、町内と近鉄大和高田駅を結ぶ上記②路線の利用者が減少し、維持が困難であるという状況を受け、平成26年10月からは赤字部分を関係市町で負担することで、運行を維持している。</p> <p>このような状況を踏まえ、鉄道・バス・タクシーの各公共交通が連携して、まちづくりと一体となった公共交通の構築に取り組むことが必要であると考え、広陵町の公共交通のマスタープランとなる「広陵町地域公共交通網形成計画」を平成28年5月に策定し、これに基づき、平成28年10月1日から広陵元気号を有料化した上で本格運行を開始した。</p> <p>平成30年度には、運行に係る効果検証を実施した結果、大幅な見直しが必要となったことから、令和元年10月1日から新たな運行計画で運行を開始した。</p> <p>新たな運行計画での運行による利用実態及び利用者要望を踏まえ、令和3年10月から南部支線を再編し近鉄大和高田駅行きを増便した。</p> <p>令和4年3月には、本町の公共交通施策のマスタープランとなる「広陵町地域公共交通計画」を策定し、既存の公共交通の維持・確保に加え、新たに病院の送迎バス及び自家所有有償運送などの多様な移動手段との連携を図り、「～笑顔で出かけられるまち～」を将来像として掲げ、実現をめざすこととする。</p> <p>今後も広陵元気号を運行していく上で、大幅な運行赤字が生じることが想定されるが、公共交通での外出を確保することでクロスセクター効果が発揮されることや、高齢化の進行とともに、必要性もより一層高まることから、地域公共交通確保維持改善事業として実施する。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>広陵町地域公共交通網形成計画では、平成26年度の広陵元気号の利用者数24,670人に対して、令和3年度には10%増の27,000人を目指していたところ、令和3年度(2021年度)は、32,167人であった。</p> <p>令和4年度以降は、令和3年度に策定した広陵町地域公共交通計画に基づき、広陵元気号の利用目的別利用者（直近年度の実績：通勤・通学（駅）：15,387人、商業施設：13,971人、病院：806人、公共施設：15,328人）及び運賃収入（直近年度の実績：3,878,050円）の約20%増、収支率7%（直近年度の実績6%）をめざすもの。</p> <p>（広陵町地域公共交通計画 P56 参照）</p>

(2) 事業の効果	
ア、広陵元気号 中央幹線	広陵町の中央部を南北に縦断し、近鉄大和高田駅から当町が組合立で設置している国保中央病院までを結び、住民の通勤・通学、買い物、通院等の日常生活に必要な移動が確保される。
イ、広陵元気号 北部支線	広陵町の北部地域及び西部地域から中心部である各公共施設や商業施設に連絡し、住民の買い物、通院等の日常生活に必要な移動が確保される。
ウ、広陵元気号 南部支線	広陵町の東部地域から近鉄大和高田駅のほか、公共施設やスーパーに連絡し、住民の通勤・通学、買い物、通院等の日常生活に必要な移動が確保される。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通ネットワークの構築（広陵町・交通事業者・社会福祉協議会） ・ 奈良交道路線バスのあり方検討（広陵町・交通事業者・住民等） ・ 近隣自治体等との広域連携（広陵町・交通事業者） ・ 新たな移動手段の導入（広陵町・社会福祉協議会・交通事業者） ・ 情報発信及び住民意見の把握（広陵町・交通事業者・民間事業者・地域住民） ・ モビリティ・マネジメントの実施（広陵町・交通事業者・地域住民） ・ 商業施設との連携（乗り入れ、ポイントカード制度拡充等） （広陵町・交通事業者・民間事業者） ・ 利用環境の整備（広陵町・交通事業者・民間事業者） ・ ICT等を活用した移動手段の利便性向上及び普及活動（広陵町・交通事業者・民間事業者） ・ 運転免許自主返納の促進（広陵町・交通事業者・民間事業者） 	
（広陵町地域公共交通計画 P37～53 参照）	
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」のとおり。	
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者	
広陵町から運行事業者への運行委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた額を負担することとしている。	
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称	
奈良交通株式会社	
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】	
※該当なし	
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】	
※該当なし	
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】	
※該当なし	

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 協議会の開催状況と主な議論
平成30年6月19日 第19回広陵町地域公共交通活性化協議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・平成31(2019)年10月以降の広陵元気号再編案について ・平成31(2019)年度予算(案)について ・平成31(2019)年度事業計画(案)について 令和元年5月22日 第20回広陵町地域公共交通活性化協議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月1日以降の広陵元気号運行ダイヤ(案)について ・令和元年10月1日以降の広陵元気号停留所名称(案)について ・平成30年度事業報告(案)について ・平成30年度決算(案)について

令和元年6月20日 第21回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について
- ・消費税率改定による広陵元気号の運賃(案)について
- ・路線の休止又は廃止に伴う事業計画の変更手続(案)について
- ・令和元年10月1日以降の広陵元気号停留所名称(案)について

令和元年8月19日 第22回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・地域内フィーダー系統確保維持計画変更(案)について

令和2年3月19日 第23回広陵町地域公共交通活性化協議会開催(書面決議)

- ・令和2年度広陵町地域公共交通活性化協議会予算(案)について
- ・令和2年度安心して暮らせる地域公共交通確保維持事業(運行効率化)について
- ・令和2年度事業計画(案)について

令和2年5月11日 第24回広陵町地域公共交通活性化協議会開催(書面決議)

- ・令和元年度広陵町地域公共交通活性化協議会決算書(案)について
- ・令和元年度事業報告について

令和2年6月2日 第25回広陵町地域公共交通活性化協議会開催(書面決議)

- ・地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について

令和3年1月15日 第26回広陵町地域公共交通活性化協議会開催(書面決議)

- ・広陵元気号南部支線の運行ルート・ダイヤ再編について
- ・地域公共交通確保維持改善事業の事業評価(幹線・フィーダー・調査)(案)について

令和3年3月29日 第27回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・令和3年度広陵町地域公共交通活性化協議会予算(案)について
- ・令和3年度安心して暮らせる地域公共交通確保維持事業(運行効率化)について
- ・令和3年度事業計画(案)について

令和3年5月17日 第28回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・令和2年度広陵町地域公共交通活性化協議会決算書(案)について
- ・令和2年度事業報告について
- ・南部支線運行再編について

令和3年6月28日 第29回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・南部支線運行再編について
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について

令和3年8月31日 第30回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・広陵町地域公共交通計画の策定方針
- ・広陵町地域公共交通網形成計画の評価及び検証
- ・広陵町地域公共交通計画策定に係るアンケート調査

令和3年9月30日 第31回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・広陵町地域公共交通計画策定にかかる現況分析
- ・広陵町地域公共交通計画策定に係るアンケート調査

令和4年1月21日 第32回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・地域公共交通確保維持改善事業の事業評価(幹線・フィーダー・調査)(案)について

令和4年2月9日 第33回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・目指すべき公共交通ネットワーク
- ・実施事業
- ・評価指標及び進捗管理
- ・パブリックコメントの実施概要

令和4年2月22日 第34回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・広陵町地域公共交通計画案について

令和4年3月24日 第35回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・パブリックコメント結果
- ・広陵町地域公共交通計画

令和4年6月15日 第36回広陵町地域公共交通活性化協議会開催(書面決議)

- ・令和3年度広陵町地域公共交通活性化協議会決算書(案)について
- ・令和3年度広陵町地域公共交通活性化協議会事業報告について

令和4年6月28日 第37回広陵町地域公共交通活性化協議会開催

- ・地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について
- ・広陵町地域公共交通利便増進計画策定業務スケジュールについて

18. 利用者等の意見の反映状況

○広陵町地域公共交通活性化協議会には、利用者代表として商工会、町議会、区長・自治会長会、老人クラブ連合会、婦人会から各1人、合計5人参加している。

○以下のような公共交通に関するアンケート調査を実施した。

《住民アンケート調査》

- ・調査対象：15歳以上(中学生を含む。)の広陵町在住者、2,000人
- ・調査方法：郵送配布・回収
- ・調査期間：平成30年10月16日から10月31日まで

《広陵元気号利用者アンケート調査》

- ・調査対象：広陵元気号の利用者292人
- ・調査方法：職員による聞き取り及び車内配布・回収
- ・調査期間：平成30年10月18日から10月31日まで

《住民ワークショップ》

- ・実施回数：3回
- ・実施日：平成31年1月26日(13人)、平成31年2月16日(13人)
平成31年3月9日(10人)
- ・参加者募集方法：上記アンケート内で希望者を募った。

19. 協議会メンバーの構成員

別紙委員名簿のとおり

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

(所 属) 広陵町役場企画部総合政策課

(氏 名) 岡崎 祐樹

(電 話) 0745-55-1001

(e-mail) sogoseisaku@town.nara-koryo.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。